

質問第四九号

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月二十日

辻 元 清 美

参議院議長 関 口 昌 一 殿

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は、二〇二五年十一月七日の衆議院予算委員会において、岡田克也委員の質疑に対し、「先ほど有事という言葉がございました。それはいろいろな形がありましょう。例えば、台湾を完全に中国北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。」と答弁した（以下「高市内閣総理大臣答弁」という。）。これを踏まえて、以下質問する。

一 答弁の作成者

高市内閣総理大臣答弁について、答弁の原稿は存在するか。存在する場合、答弁の原稿を作成した担当府省はどこか。

二 高市内閣総理大臣答弁の「戦艦」

1 増田甲子七防衛庁長官（当時）は、一九六八年十月二十二日の衆議院内閣委員会において、「戦艦と

いうものは全世界にもうございません。一隻くらいありましても、これは何かひな形みたいなものでございまして、軍事博物館に陳列されるべきものであつて、結局巡洋艦以下のものでございまして、大艦巨砲が日本の防衛に役立ってはいないのである。」と答弁した。また、「この最後の「戦艦」四隻を保有していたのは米海軍で（アイオワ級）、それも湾岸戦争後に相次いで退役させてしまったから、一九九八年前半現在で、世界に現役の戦艦は一隻もない」（江畑謙介「兵器の常識・非常識（上巻）——陸軍・海軍兵器篇——」（一九九八年、並木書房）百三十二頁）とされている。

現在、世界に「戦艦」という艦種の軍艦は存在するか。存在するのであれば、世界に何隻存在し、保有している国又は地域はどこか。いずれも、軍事博物館等における展示用のものについては、答弁は不要である。

2 中華人民共和国及びアメリカ合衆国は、高市内閣総理大臣答弁の「戦艦」を保有しているか。軍事博物館等における展示用のものについては、答弁は不要である。

3 高市内閣総理大臣は、二〇二五年十一月七日の衆議院予算委員会において、岡田克也委員の質疑に対し、「台湾に対して武力攻撃が発生する。海上封鎖というのも、戦艦で行い、そしてまた他の手段も合

わせて対応した場合には武力行使が生じ得る話でございます。」と答弁した。

この答弁及び高市内閣総理大臣答弁にいう「戦艦」は、中華人民共和国の「戦艦」か。そうでなければ、どこの国又は地域の「戦艦」か。

4 高市内閣総理大臣は、現在、軍事博物館等における展示用のものを除き、世界に「戦艦」という艦種の軍艦が存在するかどうかを知っていたか。

5 高市内閣総理大臣答弁における「戦艦」は、言い間違いか。言い間違いであれば、答弁の修正をしないのか。

右質問する。